定額減税しきれないと見込まれる人への給付金（調整給付）

令和６年６月から実施されている定額減税を十分に受けられないと見込まれる人に対して、減税しきれない額を給付します。

対 象 者　以下のいずれにもあてはまる人

- **定額減税可能額**が、**令和６年分推計所得税額**または**令和６年度分個人住民税所得割額**を上回ると見込まれる人
- 納税義務者本人の合計所得金額が**1,805万円以下**の人

給 付 額　①所得税分控除不足額（定額減税しきれない額）

定額減税可能額 ３万円×（本人＋扶養親族数）	−	令和６年分推計所得税額 （減税前）※	＝	①所得税分控除不足額 ①＜０の場合は０

②個人住民税分控除不足額（定額減税しきれない額）

定額減税可能額 １万円×（本人＋扶養親族数）	−	令和６年度分個人住民税所得割額（減税前）	＝	②個人住民税分控除不足額 ②＜０の場合は０

➡**調整給付の支給額＝①＋②（１万円単位に切り上げ）**

※令和６年分所得税額は、令和６年中には確定しないため、令和５年分所得額等から国の算定ツールを使って、令和６年分所得税額を推計します。令和６年分所得税額が確定した後、給付額に不足があることが判明した場合は、令和７年度に不足額が追加で給付されます。

手続方法　対象の人には、町から案内を郵送します。（８月中の予定）

公金受取口座の登録（※）の有無によって、手続方法が異なります。

支給のお知らせが届いた人 **（公金受取口座を登録している人）**	• **手続きは不要**です。 • 公金受取口座に振り込みます。 • 受け取りを辞退する場合や、口座を変更する場合のみ連絡してください。
支給確認書が届いた人 **（公金受取口座を登録していない人）**	• **手続きが必要**です。 • 確認書に記載された内容を確認し、必要事項を記入の上、**令和６年10月31日（木）**までに確認書を返送してください。

※公金受取口座の登録とは？
国や自治体からの給付金などを受け取るための預貯金口座（公金受取口座）を、１人つき１口座、あらかじめ国（デジタル庁）に登録する制度です。マイナンバーカードを使ってマイナポータル等で登録することができます。

※制度の詳細、申請書等はホームページに掲載していますのでご覧ください。

問い合わせ先　住民課（給付金担当）　0859-68-5531

◀伯耆町ホームページ

定額減税や給付金をかたった不審な電話やメールに注意

定額減税について、市区町村や都道府県、税務署などから『定額減税の関係で還付を受けられるので』と切り出し、個人情報（銀行の口座番号や暗証番号など）を電話やメールでお聞きすることや、ATMを操作していただくような連絡をすることはありません。

不審な電話があった場合は、黒坂警察署へご連絡ください。

問い合わせ先　鳥取県黒坂警察署　0859-74-0110

◀伯耆町ホームページ